

湖南省景観条例の制定について

趣 旨

平成 16 年に景観法が施行され、自治体独自で地域の個性や特色を活かした景観形成が可能となり、景観法に基づく景観計画の策定や景観施策に関する必要な事項を定めるため、本市において景観条例を制定するものです。

今後、滋賀県の同意を得て本市が景観行政団体となるに伴い、独自の景観計画を策定し自主条例としての景観条例を定めるまでの間、景観法およびふるさと滋賀の風景を守り育てる条例によって委任された事項を行うための法委任条例として制定するものです。

条例の構成

第 1 章	総則	条例の趣旨と各主体の責務 ○目的 ○市、市民、事業者の責務
第 2 章	景観計画の策定等	景観形成に関する施策の枠組み ○景観計画の策定 ○重点的に景観形成を図る地域に関する事項
第 3 章	行為の規制	届出対象行為や届出手続き等 ○行為の届出に関する事項 ○特定届出対象行為 ○勧告等の手続 ○変更命令の手続等
第 4 章	景観重要建造物等	景観重要建造物および景観重要樹木の指定による景観資源の保全
第 5 章	湖南省景観審議会	景観形成に関する重要事項の調査審議 勧告・変更命令等の処分の適否の審査
第 6 章	雑則	

条例の概要

平成 25 年 10 月より景観条例の一部（第 5 章）施行し、景観審議会を立上げ、景観計画の策定に取り組めます。また、平成 25 年 12 月からは、景観行政団体となり景観条例を全部施行し、景観法に基づく届出事務を行います。

届出対象行為は、滋賀県景観計画による制限内容を引き継ぎます。

高さ 13m 以上もしくは 4 階建て以上の建築物、工作物の新築、増築、改築または移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）については、周辺景観に与える影響が大きいため、事前の届出、基準への適合を義務づけます。